京都府最低賃金が時間額968円に

京都地方最低賃金審議会が31円引上げの答申

京都地方最低賃金審議会(会長 佐藤卓利立命館大学経済学部特任教授)は、京都労働局長(赤松俊彦)から京都府最低賃金の改正について、令和4年6月28日(火)に諮問を受け、調査審議を重ねてきましたが、本年8月10日、同局長に対し、京都府最低賃金(現行時間額937円)を31円引上げ、引上げ率3.3%、時間額968円にすることが適当であると答申しました。

2年連続の引上げであり、京都府最低賃金を時間額で定めることになった平成 14年度以降で、引上げ額及び引上げ率は最大となりました。

改正最低賃金は、今後、所定の手続きを経て令和4年10月上旬に発効する予 定です。

なお、答申には最低賃金引上げにより、大きな影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する直接的かつ総合的な抜本的支援策を着実に講じること等を求める旨の附帯決議が盛り込まれています。

京都労働局長 赤松 俊彦 殿

令和4年度 京都府最低賃金の改正決定について (答申)

当審議会は、令和4年7月28日、京都地方最低賃金審議会において付託された令和4年度京都府最低賃金の改正決定について審議を重ねたところ、労使の意見は一致しなかったため、公益委員から提示された別紙の結論に達したので報告する。

なお、3年以上に亘るコロナ禍の中、中小企業・小規模事業者が度重なる困難に耐え、地域経済の中核として多くの生産財やサービスを提供し、多くの雇用を支えていることは紛れもない事実であり、中小企業・小規模事業者が生産活動を行うことができる環境整備は地域経済にとって不可欠である。

このため、中小企業・小規模事業者の活力向上につながる事業再構築、生産性向上等の支援を通じて、賃上げの原資となる付加価値の増大を図るとともに、中小企業・小規模事業者がより柔軟に生産性の向上に取り組める細やかな支援、適切な価格転嫁が行われる環境の整備、抜本的に拡充した賃上げ促進税制の実行を強く求める。

特に賃上げを促進するための業務改善助成金について、サービス業をはじめとする労働集約型の産業分野にも生産性向上の設備投資を求めるなど、最低賃金引上げの原資の拠出自体が難しい状況にある中小企業・小規模事業者に対する助成制度としては極めて不十分であり、原材料等の高騰にも対応したものとするなど、現場の声を反映した実態に適した真に使いやすい制度となるよう国の責任において、更なる抜本的な改善を喫緊に図るべきである。

併せて、中小企業・小規模事業者の生産性向上、経営力向上のための減税、社会保険料の負担軽減措置や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、中小企業の負担を直接的に軽減する方策の推進を図っていくことも極めて重

要である。

ついては、行政、金融機関、経済団体、労働団体等が一層連携を深め、中小企業・小規模事業者の健全で持続的な発展に資する、直接的に賃金引き上げが可能となる環境整備を早急に図るため、真に「直接的かつ総合的な抜本的支援策」等をハード・ソフト両面から着実に講じることが絶対的に必要である。

以上について、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員の総意として 強く求めるものである。

なお、使用者側委員からは、中央最低賃金審議会では、経済環境よりも賃上げ に重点をおいた目安審議が進み、中央最低賃金審議会で示される目安は参考であ るというもののここ数年目安に基づく決定がなされ、中小企業・小規模事業者の 賃金支払能力は限界を超えており、企業の存続自体が危ぶまれるとの意見がある。

政府の支援策は、賃金支払い能力を補完するものであることから、具体的な支援策の内容は地方最低賃金審議会の審議における前提条件となるものである。今後の地方最低賃金審議会の適正な議論を行えるよう、国は具体的な支援策を目安額とセットで提示すべきであることを公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員の総意として求める。

更に、労使双方の委員からは、審議において、京都の自主性を発揮する状況に至っておらず、これまで培ってきた京都の良好な労使関係を継続できるよう、現行の目安制度の在り方について見直すべきとの意見がある。

以上の意見があったことを付言する。



別紙

京都府最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 適用する地域 京都府の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 968 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入していないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 法定どおり

